

平成28年第7回西興部村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月30日（水）午前10時00分から11時25分
2. 開催場所 西興部村役場2階 委員会室
3. 出席委員

会長	8番	佐久間純一
委員	1番	村形惣太郎
	2番	大沢 和清
	3番	森 誉隆（欠席）
	4番	徳川 晃祐
	5番	菅生 和幸
	6番	高橋 進
	7番	森田 英一
4. 欠席委員 3番 森 誉隆
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 報告第1号 農用地利用集積計画の合意解約について
 - 第3 議案第1号 農業委員会委員の辞職の決定について
 - 第4 議案第2号 農業委員会会長の互選について
 - 第5 議案第3号 農業委員会会長職務代理者の互選について
 - 第6 議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - 第7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
6. 協議事項
 - 協議第1 農業委員会委員の定数について
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	吉水 一男
書記	小崎 稔勝
書記	橋場 唯
臨時職員	宮下 翔吾
7. 会議の概要

吉水局長	<p>定刻となりましたので、総会を開催させていただきます。</p> <p>11月1日付で農業振興係に臨時職員が配置されましたので、ご紹介いたします。</p> <p>宮下 翔吾君です。</p>
宮下臨職	<p>宮下です。よろしくお願いいたします。</p>
吉水局長	<p>それでは、はじめに佐久間会長よりご挨拶をいただきます。</p>
佐久間会長	<p>本日は何かとご多忙の中第7回総会にご出席いただき有り難うございました。私ごとですが、本日をもって農業委員を辞職することになりました。その関係の案件もありますが、報告が1件、議案が5件、協議事項が1件となっております。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
吉水局長	<p>本日は、欠席が1名となっております。総会が成立しております。</p> <p>それでは、会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、これより先の進行は佐久間会長にお願いいたします。</p>
佐久間議長	<p>ただいまより、平成28年第7回西興部村農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>日程第1の議事録署名委員につきましては、会議規則第13条第2項の規定により、6番高橋委員、7番森田委員を指名いたします。</p> <p>ご異議ございませんか</p> <p>(異議無しの声有り)</p>
佐久間議長	<p>それでは、議事録署名委員は、6番高橋委員、7番森田委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局員の小崎氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程1を終わります。</p>
佐久間議長	<p>日程第2 報告第1号 農用地利用集積計画の合意解約についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局説明をお願いいたします</p>
小崎書記	<p>それではご説明をいたします。佐久間会長が離農し、●●さんが経営を継承することとなっており、佐久間会長が利用権を設定している農地について、解約をするということでございます。後ほど、この件について●●さんとの利用権設定についてご協議をいただきます。</p>

それでは、合意解約書をご覧ください。1番目は、●●●●さんとの利用権設定でございます。所在地については上興部の3筆で、面積は54,621㎡でございます。2番目は、●●●●さんとの利用権設定でございます。所在地につきましては上興部の1筆で、面積は28,876㎡でございます。

いずれも11月30日付けで解約となります。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

佐久間議長

これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

(無しの声有り)

佐久間議長

報告第1号 農用地利用集積計画の合意解約については、報告のとおり承認することよろしいでしょうか

(異議無しの声有り)

佐久間議長

ご異議無しと認め、報告第1号 農用地利用集積計画の合意解約については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

佐久間議長

日程第3 議案第1号 農業委員会委員の辞職の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局説明をお願いいたします

吉水局長

佐久間会長が11月30日を持って離農することとなりました。

11月11日付けで、辞職届が提出されましたので、委員辞職についてご審議をお願いいたします。

佐久間議長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか

(無しの声有り)

佐久間議長

これより議案第1号の採決に入ります。議案第1号農業委員会委員の辞職の決定についてご異議ございませんか。

(異議無しの声有り)

佐久間議長

ご異議無しと認め、議案第1号農業委員会委員の辞職の決定につい

長	ては原案どおり決定いたしました。
佐久間議長	<p>日程第4 議案第2号 農業委員会会長の互選についてを議題といたします。</p> <p>事務局説明をお願いいたします</p>
吉水局長	<p>議案第1号の決定により、会長の佐久間委員が辞職したことから、会長職を決定する必要があります。農業委員会等に関する法律では会長職は委員の互選で決定するとなっております。互選とは、委員皆さんで選挙をするということであり、選挙とは、投票によって行うことが原則となっております。ただし、地方自治法の規定では全委員の了解があれば指名推薦の方法によることも差し支えないと規定されておりますので、どのような方法で行うかご審議をお願いいたします。</p>
佐久間会長	<p>ただいま事務局から説明がありました。互選となっておりますが、どのような方法がよろしいでしょうか。「森田委員」</p>
森田委員	<p>指名推薦でどうでしょう</p>
佐久間議長	<p>ただいま森田委員から指名推薦というご発言がありましたが、指名推薦ということでご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声有り)</p>
佐久間会長	<p>ご異議無しということでありますので、どなたかご推薦をお願いいたします。「森田委員」</p>
森田委員	<p>会長職務代理者の高橋委員を推薦いたします。</p>
佐久間会長	<p>ただいま森田委員から「高橋委員」を推薦するご発言がありました。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声有り)</p>
佐久間議長	<p>ご異議無しということでございますので、平成28年12月1日から平成29年7月19日までの任期の期間、高橋委員が会長ということで決定いたしました。</p>
佐久間議長	<p>高橋委員、皆さんに一言ご挨拶をお願いいたします。</p>

高橋委員	佐久間会長の後の会長をお引き受けいたしました。任期満了まで皆さんのお力をいただきつとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
佐久間議長	日程第5 議案第3号 農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題といたします。 事務局説明をお願いいたします
吉水局長	議案第2号の決定により、会長職務代理者の高橋委員が会長となりました。農業委員会等に関する法律では会長が欠けたとき又は事故あるときは、新たな会長を決めるまでの間その職務を代理する者をあらかじめ互選しておくことが適当であるとされております。 どのような方法で行うかご審議をお願いいたします。
佐久間議長	ただいま事務局から説明がありました。互選となっておりますが、どのような方法がよろしいでしょうか。「森田委員」
森田委員	指名推薦でどうでしょう
佐久間議長	ただいま森田委員から指名推薦というご発言がありましたが、指名推薦ということでご異議ございませんか。 (異議無しの声有り)
佐久間議長	ご異議無しということですので、どなたかご推薦をお願いいたします。「森田委員」
森田委員	農業委員を長く務めている大沢委員を推薦いたします。
佐久間議長	ただいま森田委員から「大沢委員」を推薦するご発言がありました。これにご異議ございませんか。 (異議無しの声有り)
佐久間議長	ご異議無しということですので、平成28年12月1日から平成29年7月19日までの任期の期間、大沢委員が会長職務代理者ということで決定いたしました。
佐久間議長	大沢委員、皆さんに一言ご挨拶をお願いいたします。

大沢委員	高橋職務代理者の後をお引き受けいたしました。任期満了まで皆さんのお力をいただきつとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
佐久間議長	日程第6 議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。 事務局説明をお願いいたします
吉水局長	農業委員会に関する法律の改正により、農地等の利用の最適化を推進するため農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されました。推進委員は、農業委員会から委嘱を受けるものでございます。 しかし、農地等の利用の最適化の推進が十分進んでいる市町村は推進委員を委嘱しなくてもよろしいということになっております。本村は、農林水産省が定めている基準をクリアーしているため推進委員の委嘱をしなくてもいい、市町村となっております。基準につきましては、遊休農地の割合が1%未満、認定農業者への農地の集積率が70%以上ということになっております。ご審議をよろしくお願いいたします。
佐久間議長	これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか (無しの声有り)
佐久間議長	これより議案第4号の採決に入ります。議案第4号農地利用最適化推進委員の委嘱についてご異議ございませんか。 (異議無しの声有り)
佐久間議長	ご異議無しと認め議案第4号農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案どおり決定いたしました。
佐久間議長	日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 それでは、事務局説明をお願いいたします
小崎書記	それではご説明をいたします。利用権の設定を受ける者は●●●●氏、利用権の設定をする者は、●●●●氏、●●●●氏につきましては、●●●●氏との利用権設定が期限が到来したため、新たに利用権の設定となります。●●●●氏、●●●●氏につきましては、報告第

1号でご説明をいたしました、●●●●氏との利用権の合意解約となりましたので、経営を継承する●●氏との利用権設定となります。利用権の種類は賃借あり、賃借金額、面積については記載のとおりでございます。本村の農業経営基盤強化基本構想に適合しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適しております。よろしくご審議いただき、原案どおり決定いただきますようお願いいたします。

佐久間議長

これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

(無しの声有り)

佐久間議長

これより議案第5号の採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定について、ご異議ございませんか

(異議無しの声有り)

佐久間議長

ご異議無しと認め、議案第5号農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定いたしました。

佐久間議長

続きまして、協議事項の農業委員会委員の定数についてご協議願います。

事務局からの説明をお願いいたします。

吉水局長

農業委員会等に関する法律の改正により、現委員の任期満了後の農業委員は市町村長の任命制となります。新制度では、年齢、性別に隔たりがないように配慮をし、農業委員会の事項に関し利害関係を有しない方が委員に含まれるようにしなければならぬと、規定されております。

委員については、農業者、農業者等の組織する団体からの推薦、一般募集の2方法で委員候補者の受付をすることになります。そこで応募のあった者を選考委員会で選考を行い、その結果を村長に報告し、村長が議会に提案し承認をいただくこととなります。

そこで、農業委員会としては現行の委員数がいいのか、減らすのか委員定数についてご協議をいただき、当委員会として村長に要請していきたいと考えておりますのでご協議願います。

佐久間議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等ありますか。

「森田委員」

森田委員

どの組織も委員数は減らしている。農業委員も減らすべきでないか。

佐久間議長	順番にご発言願います。
高橋委員	森田委員と同じ考えである。
菅生委員	減らす方向でいいんでないだろうか
徳川委員	酪農振興会は役員数は減らしていない。現行委員数でいいんでないか。
大沢委員	農家数も減少している。減少でいいんでないか。
村形委員	現状では減らしてもいいんでないか。世代交代の時期を迎えたときに減少しておいていいのかな
佐久間議長	委員の皆さんの意見は、減少するということである。それでは、何名にしたらいいでしょうかね。順番にご発言願います。
森田委員	5人か6人かな。6人かな。
高橋委員	6人ぐらいかな
菅生委員	1名減ぐらいでどうだろう
徳川委員	これまでの農地利用の経過をわかっている人に委員に入ってもらいたいな。
佐久間議長	皆さんの意見として、1名から2名の委員減ということになるかどうかと思います。この意見を村長にお話をして、結論は村長にお任せをすることとていかがでしょうか (異議無しの声有り)
佐久間議長	それでは、その旨、村長にお話をいたします。
佐久間議長	以上で、全ての議案・協議事項の審議を終了いたしました。委員の皆さんから何かございましたら、発言をお願いいたします。 (無しの声有り) 以上をもちまして第7回の総会を閉会いたします。

この会議の顛末は、書記の記録したものであるが、これが正確であることを証
するため議長（会長）は、署名委員と共に署名する。

平成29年 1月25日

議 長 佐久間 純一

署名委員 高橋 進

署名委員 森田 英一